

産廃特措法により支障除去事業を実施中の事案		
都道府県等名	場所の形態	投棄等量※1
香川県豊島	中間処理施設	約56万m ³ (汚染土壌等を含む)
青森県田子町 岩手県二戸市※2	中間処理施設 (岩手県側には施設なし)	約91.8万m ³
秋田県能代市	中間処理施設、管理型最終処分場、安定型最終処分場	約101万トン
福井県敦賀市	管理型最終処分場	約119万m ³ (内産廃約84万トン、一廃約35万トン)
宮城県村田町	中間処理施設、安定型最終処分場	約103万m ³
横浜市	管理型最終処分場	約91万m ³
岐阜市※3	中間処理施設	約75.3万m ³
福岡県宮若市※3	中間処理施設	約3.3千m ³
三重県桑名市(五反田)	山林(自社安定型処分場と称す)	約2.7万m ³

※1 投棄等量は、都道府県から当初提出された実施計画に基づくもの。

※2 青森県、岩手県事案については各県ごとに1事案とする。

※3 岐阜市、福岡県宮若市の事案については平成24年度中に事業完了見込。

今後、環境大臣の同意への申請見込みのある事案

三重県四日市市(内山)

三重県四日市市(大矢知・平津)

三重県桑名市(源十郎新田)

滋賀県栗東市